

平成 29 年 10 月

事業主各位

熊本労働局

「くまもと働き方改革宣言」の普及について

平素より労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方を巡る議論が進行中ですが、長時間労働や正規・非正規の格差などの諸課題が提起され、これらを克服するために、企業文化や取引慣行、働き手の意識をも含めて変革すべく政労使一体となって取り組んでいるところです。

今般、働き方改革関連の取組開始の宣言を企業・団体トップに行っていただく取組を展開することといたしました。企業・団体のトップによるコミットメントを端緒とすることにより、その後の取組の円滑化が効果として期待されるためです。

加えて、無理のない復旧・復興の歩みに寄与し、地域一体の取組を県内に浸透させるべく、統一様式による宣言の普及を図ることとし、「くまもと働き方改革宣言」と称することといたしました。熊本労働局では率先してこの宣言を行い、併せて皆様へ宣言の取組をお奨めしております。

裏面に統一様式を用いた宣言例を掲載いたしました。ここでは、「時間外労働の削減」「年次有給休暇の取得促進」「育児休業の取得促進」を挙げておりますが、これらに限らず、「非正規労働者の正社員転換などの処遇改善」「若年労働者の正社員雇用の推進」「女性の活躍促進のための行動計画策定」など、各企業が独自に定めた目標に向けて取組を開始していただくことをお奨めするものです。

つきましては、趣旨をご理解の上、「くまもと働き方改革宣言」の取組をご検討いただきますようお願い申し上げます。

くまもと働き方改革宣言

労使の意識改革を進め、効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現や時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした『働き方改革』を強く進めることが重要との共通認識の下、県内で働く意欲のあるすべての人が個性と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、『働き方改革』を進めることを促進するため、以下の取組を開始します。

《宣言例 1》

『一人あたりの月平均時間外労働時間』を平成 31 年 10 月末までに平成 29 年 10 月比 40%削減を目指します。

そのために、今後 2 年間で仕事の効率的な進め方や労働時間の管理方法について見直しを行います。

《宣言例 2》

平成 31 年 3 月までに年次有給休暇取得率を 50%以上に引き上げることを目指します。

そのため、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク、年末年始など所定休日が集中する時期にプラス 1 日の年休取得を働きかけるなどして年次有給休暇取得促進に取り組めます。

《宣言例 3》

平成 31 年 3 月までに女性の育児休業取得率 75%以上、男性の育児休業取得率 7%以上とするため、仕事と家庭の両立を図りやすくするための雇用環境の整備、社員の啓発を進めます。

平成 29 年〇月〇日

(宣言団体の名称) 〇〇株式会社

(代表者職氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

既に会社（団体）内で「働き方改革の取組」を開始されている場合には、実際に宣言（意思決定）をした内容、宣言日を記入していただいても構いません。